

酒々井町農業委員会 10月総会会議録

平成30年10月2日（火）

分庁舎2階第1多目的室

午後3時28分から午後4時54分まで

- 局長 それでは皆様お揃いとなりましたので、定刻前ですが始めさせていただきます。会長お願いいたします。
- 会長 皆様お疲れ様です。台風の後始末が大変だったかと思いますが、片づけも終わったと思いますので、ただいまから平成30年10月の農業委員会総会を開会いたします。
- 会長 なお、本日の総会は、議案2件、専決処理報告1件、その他4件ですので、よろしくをお願いします。
- 局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番綿貫清委員、4番木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。
- 議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画を議題としますが、借受者が〇〇委員になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定（自己又は同居の親族若しくはその配偶者）により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、質疑が終わりましたら退室願います。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 局長 第1号議案 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、上岩橋在住者、借受者は、〇〇委員です。設定場所は、柏木の農地で、地目は田、面積は2,039㎡、利用計画は田です。賃借料は、34,255円で、10a当たり16,800円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年11月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、〇〇委員から補足説明がありましたらお願いします。

〇〇農業委員 特にありません。

議 長 特にないようですので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。〇〇委員におかれましては退席願います。

<〇〇委員退室>

議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 〇〇委員には中に入ってもらって下さい。

<〇〇委員入室>

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。譲受人は、酒々井町に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で3,413㎡です。申請理由は車両展示場用地で、権利の種類等は所有権の移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。4ページから6ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯

金残高証明書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後に着工予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、文化財保護法は平成30年9月18日に届出が提出されており、手続き済みです。申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地については、隣接の山林の一部を雨水浸透池用地とし、この土地については、自己所有地になります。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接農地はありませんが、コンクリートブロック3段積のアルミフェンスを周囲に巡らし碎石等の飛散を防ぐほか、雨水は碎石敷による自然浸透と雨水浸透池を隣地所有地に設け、雨水を誘導することで排水をするため、通風、日照等への影響はないものと考えます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 譲渡人は体調を崩していて、息子さんも勤め人で農家をやっておらず、今年もこの畑では作物を作っていません。現地を確認すれば分かると思いますが、譲受人は以前、申請地の隣の畑を譲り受けて車の展示場を造りました。特に問題ないと思います。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京増農業委員 現在展示場になっている隣の場所も展示場にするのですか。

木我農業委員 はい、そうです。

京増農業委員 そうすると、申請地を含めた一体が事業地になるのですか。

議 長 そうです。申請地は展示場や道路より低く、雨が降ると水が溜まってしまいますが、水はけが悪くて、作物ができません。そういった状態ですので、今回の申請は仕方がないかと思えます。

議 長 他にありませんか。なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行いたいと思いますが、その前に、その他の

(1) 平成28年4月8日受付農地法第5条許可申請(馬橋・資材置場)について、説明させていただき一緒に現地確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

局長 平成28年4月8日付け農地法第5条許可申請(馬橋・資材置場)について、説明させていただきます。この申請は、昨年の農業委員会委員の改選前に行われたもので、新たに農業委員になられた方もおられますので、先ずは概要について説明させていただきます。別途配付させていただきました資料をご覧ください。譲受人は、市川市にある法人、譲渡人は、千葉市在住者他7名。申請場所は、馬橋の農地10筆、地目は田、面積は合計で18,432㎡。申請日は、平成28年4月8日。用途は、資材置場です。事業計画は、再生土による盛土を行い、資材置場で埋立て高は、14mから19mとのことで、盛土区域に町管理の水路があり、水路を暗渠化する計画になっており、法定外公共物に関する協議・申請予定に係る書面が添付されていたものです。許可関係につきましては、平成28年4月21日に町農業委員会総会で許可相当となり、同年4月28日に県農業会議も許可相当となり、5月2日に県農業事務所に進達しましたが、水路埋立て関係で町と調整が付かず、許可保留中になっているものです。申請地につきましては、別添の位置図と造成計画図をご覧いただきたいと思います。(図面について説明)この申請地につきましては、許可保留中に申請地の一部と思われる土地に再生土の搬入が始まり、過剰盛土と思われる再生土が同年9月の長雨により崩落し、水路及び暗渠部の入り口が再生土により閉塞され、開運団地北側は一面水が溜まった状況となり、開運団地水没の危険性が生ずるにいたりしました。町は事業者に対して復旧するよう指導し、事業者が土水路による仮復旧で通水して現在に至っております。次に、下流部の盛土についてですが、平成28年10月に許可を要しない再生土による埋立て事業が開始され、同年12月に過剰盛土が原因と思われる崩落により水路が閉塞され、事業者が復旧するため事業場内の農地に仮置きし、放置したまま土水路による仮復旧で通水して現在に至っております。農地に放置された再生土については、事業者が平成29年4月25日付けで、直ちに農地に復元するよう農業委員会会長名で勧告し、その後も農地復元がなされないため、平成30年8月23日付けで、県知事あてに違反転用事案の報告をしており、今後は県の指導等の手続きが行われることになっております。なお、この排水路につきましては、今後の残土事業に対しても歯止めをかけられるということも見据え、本年7月10日付けで準用河川「馬橋川」として指定されております。この馬橋残土対応につきましては、本年9月に開催されました町議会定例会でも行政報告がなされ、平成7年頃から残土埋立てが行われ、農地があることから農業委員会、町、県の許可等により事業が行われた旨の報告(別添)がありましたので、あらかじめ

報告させていただきます。なお、許可保留となっている農地転用許可申請につきましては、現在、県農業事務所では対応を検討中とのことですので、結果につきましては、改めまして農業委員会総会にて報告させていただきます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ただいまの説明の質疑につきましては、時間の関係上、現地確認後の議題、専決処理報告終了後に行いたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

<現地確認>

議長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 私が申請代理人の〇〇と申します。

議長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 平成27年に、申請地隣の車両展示場を開設しました。現在車が一杯の状況で、中に人が入って車の点検をしたり調べたりしてほしいのですが、それだけの余地がなくなったので、新たに展示場を開きたく、今回の申請に至りました。

議長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田農業委員 中古車展示場ということですが、現地確認時、事故車両があるように見えました。修理して展示・販売するのですか。

申請代理人 中古車両を修理して乗れる状態にして販売するということでの展示場で

京増農業委員 届出地に入っていく道はありますか。

議 長 T字路に入ったところに農道があります。

議 長 他にありませんか。他にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、先ほど説明しました平成28年4月8日受付農地法第5条許可申請（馬橋・資材置場）について、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

（質問、意見等なし）

局 長 現況の確認についてですが、1回現地の手前まで行ったのですが、この間の台風で道が悪くなっていて中に入れそうになかったのが、次回の総会時に時間を取って行ければと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、次に、その他の（2）平成30年度農業委員会視察研修会について、事務局より説明をお願いします。

＜事務局説明＞

議 長 事務局から説明がありましたが、先ず、視察研修会を実施するかどうかにつきましては、いかがいたしましょうか。

＜協 議＞

議 長 それでは、幹事・日程・視察場所等を含めて、推進委員が集まった際に改めて協議することとしますので、よろしくお願いします。

議 長 次に、その他の（3）ふるさとまつりについて、事務局より説明をお願いします。

＜事務局説明＞

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等あり)

議 長 他にないようですので、次に、その他の(4)について事務局から何かありましたらお願いします。

<ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について>

<活動記録ノートの提出について>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 6日の火曜日はいかがでしょうか。

議 長 ただ今、6日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、6日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。